

広島県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年二月十六日

広島県知事 横田美香

- 一 解除に係る保安林の所在場所
府中市篠根町字行友一〇三五三の二、一〇三五五の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため